

日向市新型コロナウイルス感染症定期予防接種（説明書）

新型コロナウイルス感染症定期予防接種は、接種を受ける努力義務はなく、自らの意思で接種を希望する人に限り接種を行います。この説明書を読み、医師の診察後、意思確認として予診票に本人の署名による同意が必要です。代理で署名する人は、接種の場に立ち会い、副反応、健康被害等のあった場合に責任をもって対応できる家族、施設長となります。

【予防接種の効果】

新型コロナウイルス感染症の発症の予防や発病した際の重症化予防及び死亡リスクを低減することに関して、一定の効果があるとされています。また、使用するワクチンの種類は、流行している株への有効性に関する科学的知見を踏まえて毎年見直しされる方針です。

【接種対象者】

接種日に以下の条件（①または②）にあてはまり、自らの意思と責任で接種を希望する人です。

- ① 65歳以上の人
 - ② 60歳～64歳で、心臓、腎臓もしくは呼吸器の機能又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障がいがあり、該当疾患で身体障害者手帳 1 級に相当する人。
- ※②に該当する人は、接種時に身体障害者手帳を医療機関窓口に提出してください。

【予防接種を受けることができない人】

- ① 接種当日、明らかに発熱のある人（37.5℃以上）
- ② 重篤な急性疾患にかかっている人
- ③ 新型コロナワクチンの成分によって、アナフィラキシー（通常接種後30分以内に出現する呼吸困難、全身性のじんましん等を伴う重症のアレルギー反応）を起こしたことがある人
- ④ その他、接種を受けるには不適当な状態にあると医師が判断した人

【予防接種を受ける際に、医師とよく相談しなくてはならない人】

- ① 心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患等の基礎疾患がある人
- ② 過去に予防接種を受けた時に、接種後2日以内に発熱、全身性発疹等のアレルギーを疑う異常がみられた人
- ③ 過去にけいれんを起こしたことがある人
- ④ 過去に免疫不全の診断がなされている人、近親者に先天性免疫不全症の人がいる人
- ⑤ ワクチンの成分に対して、アレルギーが起こるおそれがある人
- ⑥ 抗凝固療法を受けている人、血小板減少症または凝固障害のある人

裏面へ 

【予防接種を受けた後の注意事項・副反応について】

- ① 予防接種を受けた後30分間は急な副反応が起こることがあるため、様子を観察し、医師（医療機関）とすぐ連絡が取れるようにしておきましょう。

急な副反応（ショックやじんましん、呼吸困難等）が、この間に起こることがあります。その他の反応として、ワクチンを接種した部位の発赤・腫れ・痛み等を起こすことがあります、また、発熱や頭痛・寒気・体のだるさ等がみられることもありますが、2～3日で消失します。

極めてまれに、脳炎や神経障害などの重い副反応が生じた場合、厚生労働大臣が予防接種法に基づく定期の予防接種によるものと認定したときは、予防接種法に基づく健康被害救済の対象となります。

- ② 副反応の多くは、接種後24時間以内に出現します。接種当日はいつもの生活をしてかまいませんが、激しい運動や大量の飲酒は避けて、体調に注意しましょう。
- ③ 入浴は差し支えありませんが、接種部位を強くこすらないでください。
- ④ 新型コロナワクチンは筋肉内に注射することから、抗凝固療法の治療を受けている人、血小板減少症または凝固障害のある人は接種箇所の出血に注意が必要です。
- ⑤ 接種部位の異常な反応や体調の変化が現れたら、速やかに医師の診察を受けてください。

【他の予防接種との関係について】

新型コロナワクチンと他のワクチンとの接種間隔に制限はありません。

また、インフルエンザ予防接種等との同時接種については医師が特に必要と認めた場合に可能となりますので、詳細は医師に相談してください。

◆ 予防接種健康被害救済制度とは？

予防接種法に基づく予防接種を受けたことにより健康被害（疾病、障害又は死亡）が生じたと認定された場合には、予防接種法に定められた医療費や各種手当などの給付を受けられる制度です。

健康被害の内容、程度に応じて厚生労働省の疾病障害認定審査会での審議を経たあと、医療費、障害年金、遺族年金、遺族一時金などが支給されます。支給額は、予防接種法施行令の規定に準じた額となります。

*** 新型コロナウイルス感染症定期予防接種についてご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。**

問い合わせ先： 日向市健康増進課 地域医療推進係
市役所 1階南側 13番窓口
電話 66 - 1024